

(7) 住所地特例の見直し

(住所地特例の対象となる有料老人ホームの一覧のHP公表)

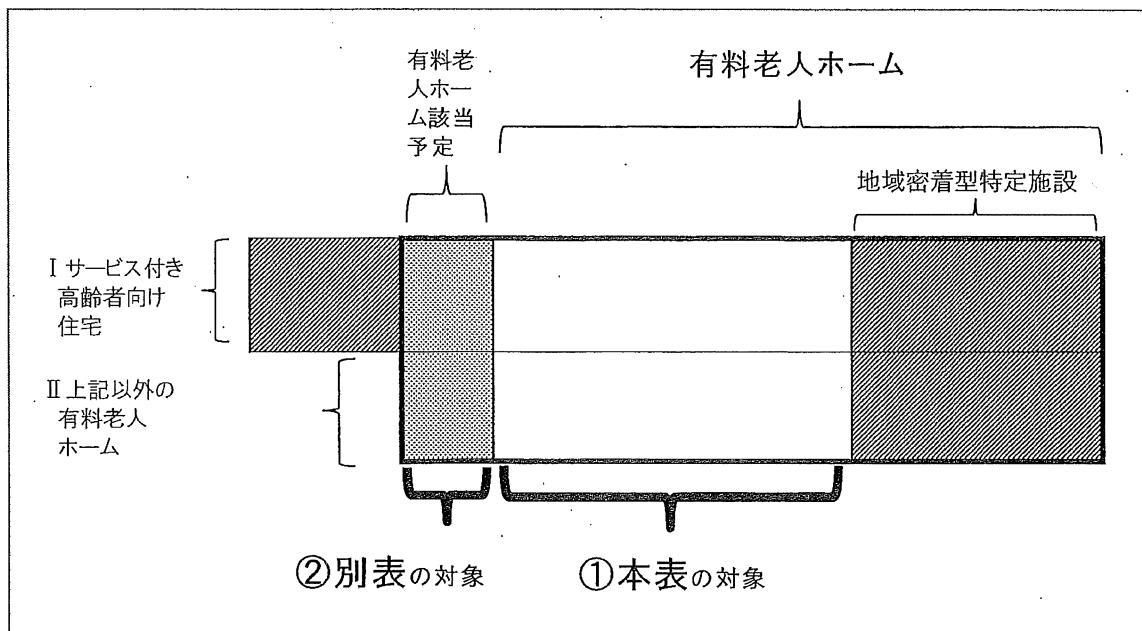
- 都道府県、指定都市、中核市に対して、既に厚生労働省老健局介護保険計画課長・高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知により、住所地特例の対象となる有料老人ホームの一覧を作成の上、都道府県等のホームページにおいて作成していただくよう依頼させていただいた。
- 厚生労働省のホームページにおいて、都道府県等別のホームページのURLを一覧表にして掲載する予定であるため、当該厚生労働省ホームページのURLについては、別途お知らせする。
- 保険者におかれては、当該一覧表について、被保険者資格の管理にあたってご活用いただきたい。なお、都道府県等によっては、所在地の所番地が公表されないサービス付き高齢者向け住宅がある場合が想定されるが、その所番地について確認が必要となった場合には、一覧掲載元の都道府県等または施設に個別にお問い合わせいただきたい。

(一覧表の具体的内容)

- 詳細は上記通知の記載のとおりであるが概要は次のとおり。

(公表対象施設)

<対象施設>



- ① 現在、住所地特例の対象となっている有料老人ホーム（本表）
公表時点において事業が開始されており、「入浴、排せつ若しくは食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のいずれかを行っている施設
 - ② 住所地特例の対象となる予定の有料老人ホーム（別表）
有料老人ホームの届出はしたが、事業が開始されていない施設 等
-
- 公表対象は本来、住所地特例対象の有料老人ホーム（①）であるが、住所地特例適用開始日と一覧の更新日にはタイムラグが発生してしまうため、住所地特例対象となる予定の施設（②）についても事業開始日より前から公表する必要があることから、現に住所地特例施設である一覧とは分けて別表として公表する。
 - 有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅と地域密着型特定施設（図の斜線部分）については、住所地特例対象施設には該当しないため、一覧に含めないこととしているので留意が必要。

<サービス付き高齢者向け住宅における有料老人ホーム一覧に掲載するかどうかの判定について>

- サービス付き高齢者向け住宅の登録事項として、「入浴、排せつ若しくは食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」に係るサービスの提供の有無が明記されていることから、この内容をもって、いずれかを行うと登録している場合は一覧の掲載の対象とし、いずれも行わないと登録されている場合は一覧の掲載の対象としないことと判断して差し支えない。
- また、事業開始後に、登録情報と異なっていたことが判明した場合には、その時点で一覧表を変更する。（その際の公表方法は、新規又は廃止の場合と同様とする。）

<未届有料老人ホームについて>

- 住所地特例対象施設を公表するという趣旨から、届出の有無にかかわらず、有料老人ホームに該当することが明確であるものは公表の対象とする。

<地域密着型特定施設について>

- 有料老人ホームであっても、介護専用型特定施設のうち、その入居定員が 29 人以下であるものについては、介護保険法に基づく地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているかどうかに関わらず、地域密着型特定施設に該当し（介護保険法第

8条第11項及び第20項並びに介護保険法施行規則第17条の6)、住所地特例の対象とならない(同法第13条第2号)。

- このため、サービス付き高齢者向け住宅について地域密着型特定施設に該当するかどうかの判定する方法を以下のとおりとする。

【介護専用型特定施設かどうか】

- 地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているなど、入居時要件を要介護者とその配偶者等に限定していると明確に把握しているもののみ、介護専用型特定施設として判定することとする。

【定員29人以下かどうか】

- 戸数を入居定員とみなすこととし、29戸以下であれば入居定員29人以下として判定することとする。
- 原則は上記の取扱いとするが、都道府県や所在地保険者がサービス付き高齢者向け住宅の登録事業者に対して調査等を行うことにより、サービス付き高齢者向け住宅の入居想定人数を把握した場合には、その人数を定員とみなして、地域密着型特定施設に該当するかどうか判定を行うことも可能とする。
- なお、当該判定により、戸数を定員とみなして地域密着型特定施設と判定していたサービス付き高齢者向け住宅が地域密着型特定施設に該当しないこととなった場合、定員とみなす入居想定人数の判明後に住所地特例の適用を開始することとする。

(公表対象項目)

<対象項目>

- 以下の①～⑨に掲げる項目について公表を必須とする。都道府県等において必要とする項目を追加することは妨げない。
- 未定の項目がある場合には、その項目に「未定」と記入する。
 - ①有料老人ホームの名称
 - ②所在地(変更があった場合は直近の所在地と変更年月日)(※)
 - ③設置法人名
 - ④電話番号
 - ⑤定員または戸数

- ⑥事業開始（予定）日
 - ⑦住所地特例適用開始（予定）日
 - ⑧事業所番号（特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合）
 - ⑨登録番号（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合）
- 上記の施設ごとの情報に加え、HP 全体について、以下についても公表する。
- ・一覧表の更新頻度
 - ・一覧表の更新時点
- ※ 前回更新時の情報から変更がない場合についても、都道府県等で決めた更新頻度に基づき、その更新日には「一覧表の更新時点」の記載を更新する。
- ・一覧を更新した際には、更新した情報が分かるように表記する。
 - ・一覧に係る問い合わせ先
- <サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムにおいて、非公表としている所番地の公表の取扱いについて>
- サービス付き高齢者向け住宅の所在地のうち所番地（丁目以下）については、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムにおいて、登録事業者の希望により非公表とすることがされることとなっているが、登録簿の閲覧の一環として、一覧表において公表することも考えられる。
- ※ 都道府県等は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 10 条に基づき、事業者が公示していない内容も含んだ登録簿を閲覧に供していることから、都道府県等の判断により、閲覧業務の一環として一覧表に所番地情報を付加することは、運用として妨げられるものではない。
- ※ 転出入にあたっての届の住所欄に住宅名称を記載しない被保険者も存在するところから、住所地特例が適用されるかどうかの判定には、住宅の所番地情報も必要である。
- 都道府県等の判断により、一覧表において当該所番地を公表しないこととしている場合は、保険者におかれでは、その所番地について確認が必要となった場合には、一覧掲載元の都道府県等または住所地特例対象施設に個別にお問い合わせいただきたい。

<更新頻度>

- 少なくとも毎月 1 回、各月 1 日現在の情報を、原則 15 日（当該日が土日祝日の場合は翌開庁日）までに公表する。

- 都道府県等においてHP更新時期の制約等の理由により原則どおり更新できない場合は、15日に最も近い都道府県等の更新可能日に公表する。

(事業所の届出・登録内容の変更、事業の廃止時の公表上の取扱い)

<変更>

- 事業所の所在地の変更がある場合は、直近の所在地と変更年月日を一覧に記載する。
- サービス付き高齢者向け住宅の場合は、サービス提供内容について、今まで行っていなかった「入浴、排せつ若しくは食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のいずれかを新たに行う変更をすることにより、有料老人ホームに該当することとなる場合は、新たに住所地特例の対象となることから新規として扱い、一覧に追加する。逆に「入浴、排せつ若しくは食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のいずれも行わないこととする変更をする場合は有料老人ホームに該当しないこととなることから、廃止として扱う。

<廃止、廃業・登録抹消等>

- 廃止等の届出は、廃止等の日の1月前までに届け出ることとなっていることから、その旨の届出後の一覧更新時は、「廃止予定」等の旨と廃止等年月日を公表する。
- 廃止等年月日を経過した後の一覧更新時には、「廃止」した旨と廃止年月日を公表する。
- その次の一覧更新時に削除する。

<休止>

- 休止の届出は、休止の日の1月前までに届け出ることとなっていることから、その旨の届出後の一覧更新時には、「休止予定」の旨と休止年月日を公表する。
- 休止年月日を経過した後の一覧更新時には、当該施設情報を本表（住所地特例対象施設の表）から別表（住所地特例対象予定の施設の表）に移動させ、「休止」した旨と休止年月日及び再開年月日を公表する。
- 再開した直後の一覧更新時に、もとの本表に戻して、「再開」した旨と休止年月日と再開年月日を公表する。

<設置届・登録があったが開業されなかった場合>

- 次の一覧更新時には、「取り下げ」がされた旨を公表する。

- その次の一覧更新時に別表から削除する。

※公表イメージ

【OO県】有料老人ホーム一覧（住所地特例対象施設に限る）											公表イメージ（参考）			
平成27年6月1日現在※毎月1日現在の情報を当月15日に公表														
①住所地特例対象														
更新情報														
1	サービス付き高齢者向け住宅 OOO	OO市〇〇〇丁目〇番〇号	所在地変更・ 新規止等 年月日	(事由)	住所地特例 適用開始日	事業 開始日	登録番号 (サービス付き高齢者 向け住宅)	事業所番号 (特定施設入居者支 援介護)	定員	戸数 (サービス付き高 齢者向け住宅)	法人名・お問い合わせ先			
2	OOOOケア	OO市〇〇〇丁目〇番〇号			H24.11.1	H24.11.1	11004	-		59	OOOO株式会社	□□□-OO-△ △		
3	OOOOOO	OO市〇〇〇丁目〇番〇号			H25.5.1	H25.5.1	-	30	-	医療法人社団OOOO	□□□-OO-△ △			
4	サービス付き高齢者向け住宅 OOO	OO市〇〇〇丁目〇番〇号	所在地変更 H27.6.1	(事由)	H27.4.1	H26.4.1	1111	-		48	OOOOOOOO	□□□-OO-△ △		
5	サービス付き高齢者向け住宅 OOO	OO市〇〇〇丁目〇番〇号	H26.12.1	所在地変更 H26.4.1	H26.4.1	2222	1111112222	□□	48	医療法人社団OOOO	□□□-OO-△ △			
6	新設 OOOOOOO	OO市〇〇〇丁目〇番〇号	H27.9.16.1	廃止	H27.4.1	H27.4.1	123123	40		株式会社OOOO	□□□-OO-△ △			
7	新規 サービス付き高齢者向け住宅 OOO	OO市〇〇〇丁目〇番〇号			H27.6.1	H27.6.1	3220			40	OOOO株式会社	□□□-OO-△ △		
②住所地特例対象予定														
更新情報														
1	新規 (仮称)サービス付き高齢者向 け住宅 OOO	OO市〇〇〇丁目〇番〇号	-	住所地特例 適用開始予 定期日	事業 開始予定期 日	登録番号 (サービス付き高 齢者向け住 宅)	事業所番号 (特定施設入居者支 援介護)	定員	戸数 (サービス付き高 齢者向け住 宅)	法人名・お問い合わせ先				
2	OOOOOO	OO市〇〇〇丁目〇番〇号	-	H27.11.1	H27.11.1	-	-	30	-	医療法人社団OOOO	03-OO-△△			
3	新規 (仮称)サービス付き高齢者向 け住宅 OOO	OO市〇〇〇丁目〇番〇号	-	H29.4.1	H29.4.1	666666	-		40	株式会社OOOO	03-OO-△△			

(サービス付き高齢者向け住宅に係る変更登録前の事前連絡について)

- 「入浴、排せつ若しくは食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のいずれかを開始することに変更する場合は住所地特例施設に該当することとなり、いずれも実施しないことに変更する場合には、住所地特例施設に該当しないこととなる。
- また、介護専用型特定施設において、戸数を30戸未満から30戸以上に変更する場合又は30戸以上から30戸未満に変更する場合についても同様である。
- しかしながら、このような場合には、変更後30日以内にその旨を届け出ことになっているため、変更の事実が生じてから都道府県等がその事実を把握するまでにタイムラグが発生してしまうこととなる。
- このため、サービス付き高齢者向け住宅を運営する事業者においては、これらの変更を行う場合には、その変更日前にあらかじめ、その旨を住宅の登録を行っている担当部局に連絡していただくこととし、その連絡があった場合については、一覧表の掲載においては変更登録があった場合と同様に取り扱うこととする。
- その際、都道府県等において、様式等を作成して、当該様式により連絡してもらう取扱いとしても差し支えない。